

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年10月15日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	宮崎県
3. 市区町村名	宮崎市
4. 届出番号	3
5. 独自利用事務の事例番号	65-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/administration/108489.html">https://www.city.miyazaki.miyazaki.jp/city/policy/administration/108489.html</a>

執行機関名 宮崎市長

ひとり親等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成7年条例第5号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	45	
③番号法別表第2の項	65	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1の3の項 宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成7年条例第5号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第1条	宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(平成7年条例第5号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、 <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> に関する原理を明らかにするとともに、母子家庭等及び寡婦に対し、その生活の安定と向上のために必要な措置を講じ、もって <u>母子家庭等及び寡婦の福祉</u> を図ることを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>ひとり親家庭の父又は母、ひとり親家庭の児童、父母のない児童及び1人暮らしの寡婦</u> に対して医療費の一部を助成することにより、これらの者の健康の保持と適切な医療を確保するとともに、 <u>保健の向上と福祉の増進</u> に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例